

回 覧

令和5年3月27日

関係各位

蓬田村長 久慈 修一
(公 印 省 略)

令和5年度蓬田村農業用機械等導入支援事業のお知らせ

平素より、村行政へのご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当村の基幹産業の一つである農業の生産性向上と経営の安定化を支援するため、令和2年度から令和4年度の3ヶ年で農業用機械等の購入費に補助をしておりますが、昨今の米価下落や資材費高騰を鑑み、当該事業を1年間延長することになりましたので、令和5年度においては、来る令和5年4月20日(木)までに補助金の申込みを受付することといたしましたので、お知らせします。

申請される方は、下記要件等をご確認の上、役場産業振興課まで申込み下さい。

なお、令和2年度から令和4年度において、既に2回補助を受けた方は今年度の補助金の申請対象者とはなりませんので、ご了承ください。また、申込者多数の場合は新規申込者を優先することといたします。

記

1. 補助対象者

- ① 村内に住所を有する認定農業者（又は認定新規就農者）若しくは村長が認める農業経営者で構成された団体であること。
- ② 村税等の滞納がないこと。

2. 補助金額

購入価格（税抜）の3分の1以下の額とし、50万円を上限とする。

3. 補助対象経費

① 補助対象農業用機械等

ア 農業用機械・・・トラクターや田植機、コンバイン等の農業用機械

イ 農業生産設備・・・乾燥器や粃すり機、精米機等の農業用設備

ウ ビニールハウス・・・水稲用育苗ハウス、施設園芸用ハウス（トマトや野菜等）

エ 農業生産施設・・・農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設

※ トラックやバックホウ、建物等の農業経営以外への汎用性の高いものは対象外とする。

- ② 農業用機械等であり、1件当たりの価格（消費税相当額を含まない額）が50万円以上であること。
- ③ 他の補助事業等と併用して補助を受けるものでないこと。
- ④ 減価償却資産耐用年数が残っている農業用機械等の代替として同様の機械等を再度導入するものではないこと。
- ⑤ 中古の農業用機械等の導入については、安全性及び使用管理上問題のないものであって耐用年数の残存年数を2年以上有するものであること。

4. 申込用紙

別添のとおり（役場産業振興課にも用意しております。）

5. その他

- ・申込みが採択となった場合には、申請書と一緒に導入予定農業用機械等の見積書（1社分）とカタログの写しを提出していただきます。
- ・申込多数で予算額を超過する場合は、申込用紙に記載される項目を点数化し、点数の高い方から採択いたします。また、新規申込者を優先して採択いたします。
- ・今回の申込みで予算上限に達した場合、二次募集等はいりません。
- ・今回の申込みの採択通知時期は4月下旬頃を予定しております。採択後に交付申請書を提出ください。その後、交付決定通知をいたします。交付決定通知後に事業着手（注文や購入手続き）できます。

※交付決定通知前に事業着手（注文や購入手続き等）していた場合、事業対象外となりますのでご注意ください。

蓬田村産業振興課

担当 福士

電話 0174-27-2115（直通）